

厚生労働大臣が定める揭示事項

「療養担当規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」（平成１８年厚生労働省告示第１０７号）に基づき、以下のとおり揭示します。

【入院基本料に関する事項】

1. 一般病棟（４階病棟）
- 急性期一般入院料 2
- ※４階病棟の３７床を地域包括ケア入院医療管理料１の病床として使用しています。
2. 一般病棟（７階病棟）
- 急性期一般入院料 2

※病棟別の勤務数については、各病棟揭示板をご参照ください。

【地方厚生局長への届出事項に関する事項】

1. 入院時食事療養費及び入院時生活療養費
- 入院時食事療養費（Ⅰ）及び入院時生活療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後６時以降）、適温で提供しています。
2. 基本診療料
- （１）継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準

（２）救急医療管理加算

（３）診療録管理体制加算 3

（４）医師事務作業補助体制加算 1（50対1）

（５）25対1急性期看護補助体制加算（看護補助5割未満）

看護補助体制充実加算 1

（６）看護職員夜間16対1配置加算 1

（７）電子的診療情報連携体制整備加算 2

（８）療養環境加算

（９）重症者等療養環境特別加算

（10）医療安全対策加算 1・医療安全対策地域連携加算 1

（11）感染対策向上加算 1・微生物学的検査体制加算

（12）患者サポート体制充実加算

（13）ハイリスク妊娠管理加算

（14）地域支援・医薬品供給対応体制加算 1

（15）データ提出加算 2・4（200床未満）

（16）入退院支援加算 1・入院時支援加算

（17）認知症ケア加算 2

（18）せん妄ハイリスク患者ケア加算

（19）地域医療体制確保加算

（20）協力対象施設入所者入院加算

（21）救急外来医学管理料 2・救急外来緊急検査対応加算 2

（22）院内トリアージ実施体制加算
3. 特掲診療料
- （１）外来栄養食事指導料における「注 3」

（２）糖尿病合併症管理料

（３）糖尿病透析予防指導管理料

（４）小児運動機疾患指導管理料

（５）乳腺重症化予防・ケア指導料

（６）二次性骨折予防継続管理料 1・2・3

（７）慢性腎臓病透析予防指導管理料

（８）救急搬送看護体制加算

（９）外来腫瘍化学療法診療料 2

（10）がん治療連携指導料

（11）薬剤管理指導料

（12）医療機器安全管理料 1

（13）遺伝学的検査

（14）先天性代謝異常症検査

（15）検体検査管理加算（Ⅱ）

（16）ＣＴ撮影及びMRI撮影

（16列以上64列未満のマルチスライスCT）

（1.5テスラ以上3テスラ未満のMRI装置）

（17）時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト

（18）外来化学療法加算 1

（19）無菌製剤処理料

（20）脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）

（21）運動器リハビリテーション料（Ⅱ）

（22）呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）

（23）人工腎臓（慢性維持透析を行った場合 1）

（24）導入期加算 1

（25）透析液水質確保加算・慢性維持透析濾過加算

（26）下肢末梢動脈疾患指導管理加算

※専門的な治療体制を有している「王子総合病院」と連携を行っております。

（27）腎代替療法診療体制充実加算

（28）医科点数表第2章第10部手術の通則16に掲げる手術

（29）胃瘻造設時嚥下機能評価加算

（30）人工肛門・人工膀胱増設術前処置加算

（31）輸血管理料Ⅱ・輸血適正使用加算

（32）保険医療機関間の連携による病理診断

（33）看護職員処遇改善評価料 5 4

（34）外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）「注 5」

（35）入院ベースアップ評価料 1 3 5

【保険外負担（選定療養）に関する事項】

1. 特別の療養環境の提供
- 当院では、特別室及び個室について、特別の料金を徴収しております（一部の病室を除く）。
- なお、当該病室及び料金は、「室料差額一覧」をご参照ください。
2. 180日を超える入院に関する事項
- 同一病名にて180日を超えて（他院の入院期間も含む）入院されている患者様の病状等により判断し、特別な料金を徴収しております。
- 一部除外となる病状等もございますので、詳しくは医事課にてお尋ねください。

入院料の区分	1日あたりの料金（税込）
急性期一般入院料 2	2, 937円